

第21回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年12月17日

市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会会長 毛利 嘉晃

## 第1 競争入札に付する事項

### 1 業務名

第21回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務

### 2 業務場所

橿原運動公園（奈良県橿原市雲梯町323-2）

### 3 業務内容

会場設営及び撤去等（詳細は別紙仕様書のとおり）

### 4 委託期間

契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

（イベント実施予定日は、令和8年3月7日（土））

### 5 入札方法

入札は、会場設営及び撤去等にかかる業務の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（12）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （3）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （4）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q5「広告・イベント」に登録のある者であること。
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産

法（平成16年法律第57号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- （6）銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- （7）役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- （8）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- （9）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- （10）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- （11）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- （12）（10）及び（11）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 第3 競争入札参加資格確認申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記第2に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第4の1「競争入札参加資格確認の申請」で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請書を、市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会事務局（奈良県地域創造部スポーツ振興課内）に提出しなければなりません。

提出書類に基づき、上記第2に示す要件を満たしていると認められた者を入札参加者とします。

### 第4 入札日程等

#### 1 入札日程等

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書及び仕様書の交付	令和7年12月17日(水) ～ 令和8年1月13日(火)	<WEB掲載> ・市町村対抗子ども駅伝大会ホームページ <a href="https://www.pref.nara.jp/15305.htm">https://www.pref.nara.jp/15305.htm</a> <事務局で交付> 〒630-8501 奈良県登大路町30番地 市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会事務局 (奈良県地域創造部スポーツ振興課内)

入札説明会	実施しません。	—
仕様書等に関する質問の受付 ※様式5「質問票」によること	令和7年12月23日(火) 午後4時まで 電子メールまたはFAXにより提出。	<送付先> ・メールアドレス： sports@office.pref.nara.lg.jp ・FAX：0742-23-7105 ※提出時は、市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会事務局あて電話にて事前連絡(連絡先：0742-27-8317)のうえ提出願います。
質問に対する回答 ※市町村対抗子ども駅伝大会ホームページに掲載します。	令和7年12月25日(木) (予定)	<ホームページアドレス> <a href="https://www.pref.nara.jp/15305.htm">https://www.pref.nara.jp/15305.htm</a>
競争入札参加資格確認の申請 ※様式1「競争入札参加資格確認申請書」	令和8年1月6日(火) 午後4時まで 持参または郵送により提出。(郵送の場合、期限までに到達したもののみ有効)	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会事務局 (奈良県地域創造部スポーツ振興課内)
入札参加資格確認結果通知の発送	令和8年1月7日(水) (予定)	—
郵送による入札の場合の提出期限	令和8年1月14日(水) 午後5時まで	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会事務局 (奈良県地域創造部スポーツ振興課内)
入札・開札	令和8年1月15日(木) 午前10時から	<入札場所> 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟4階 南側執務室内打合室1・2

※ 上記の期間は、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日及び正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時までとします。(別途、期限の指定があるものを除く。)

## 2 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

## 3 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「第21回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務に係る入札書」と朱書して、令和8年1月14日(水)午後5時までに、第4の1に示す場所に到着するようにしてください。

なお、郵便による入札者が落札した場合、落札者には令和8年1月15日(木)中に電話にて連絡しますので、連絡先の電話番号を封筒等に明記してください。

## 第5 その他

### 1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

## 2 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条の定めに準じます。

## 3 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条の定めに準じます。

## 4 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

なお、落札者には、別途明細書を提出していただきます。入札日までに用意・持参してください。入札書とは別に回収いたします。なお、郵送による入札の場合は、落札後速やかに持参をお願いします。

- (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

## 5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

## 6 契約書作成の要否

要します。

## 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## 8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかつたとき。

(8) 暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出さなかったとき。

#### 9 契約の解除

契約締結後、契約者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

#### 10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。